

○狭山市市民健康文化センター管理規則

平成13年9月26日

規則第30号

改正 平成17年1月25日規則第2号 平成17年9月30日規則第31号

平成19年3月30日規則第19号 平成22年3月31日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、狭山市市民健康文化センター条例（平成13年条例第14号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、狭山市市民健康文化センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

(個人利用施設の利用手続)

第2条 個人利用施設を利用しようとする者は、使用料を納付して様式第1号の利用券の交付を受け、受付に提示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用時間が2時間を超過した場合の個人利用施設の使用料（合同利用に係るものを除く。）については、利用終了後に様式第2号の精算券により納付しなければならない。

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

(前払式証票)

第3条 条例第12条第2項に規定する前払式証票は、様式第3号のとおりとする。

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

(団体利用施設の利用手続)

第4条 団体利用施設を利用しようとする者は、様式第4号の申請書を市長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる施設の利用に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 多目的ホール（舞台装置、音響装置及び照明調光装置のいずれも使用しない場合） 施設を利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日の前日までの間

(2) 多目的ホール（舞台装置、音響装置及び照明調光装置の全部又は一部を使用する場合） 施設を利用しようとする日の属する月の4月前の月の初日から利用

しようとする日前3日までの間

(3) 会議室 施設を利用しようとする日の属する月の4月前の月の初日から利用しようとする日の前日までの間

3 市長は、団体利用施設に係る利用又は変更の許可をしたときは、様式第5号の許可書を交付するものとする。

4 団体利用施設を利用しようとする者は、前項の規定による許可書の交付を受けたとき、使用料を納付しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則2号・22年12号〕)

(装置の種類)

第5条 条例別表第2項に規定する規則で定める舞台装置、音響装置及び照明調光装置の内容は、別表第1のとおりとする。

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

(附属備品の使用料)

第6条 条例別表第4項に規定する附属備品の使用料は、別表第2のとおりとする。

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

(使用料の減免手続)

第7条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ様式第6号の申請書を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

(特別な設備等の承認)

第8条 条例第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者が、当該許可に係る施設等に特別な設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

(利用者の遵守事項)

第9条 センターの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に施設等を利用しないこと。

(2) 許可又は承認を受けていない施設並びに設備及び物品を利用しないこと。

(3) 他の利用者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。

(4) 施設等を利用した後は、当該施設等を原状に復すこと。

(5) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において喫煙をしない

こと。

(6) 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従うこと。

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

(販売行為等の禁止)

第10条 センターにおいて、物品の販売、募金その他これらに類する行為を行ってはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

(施設への立入り)

第11条 市長は、センターの維持管理のために、利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

(指定管理者による管理)

第12条 条例第16条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる場合における第2条第1項及び第2項、第4条第1項、第2項ただし書、第3項及び第4項、第7条、第8条、第10条ただし書、第11条、様式第1号（1）、様式第2号並びに様式第4号（1）から様式第6号までの規定の適用については、これらの規定（第2条第1項及び第2項、第4条第4項、様式第1号（1）、様式第2号並びに様式第4号（1）から様式第6号までの規定を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項及び第2項、第4条第4項、第7条（見出しを含む。）、様式第1号（1）、様式第2号並びに様式第4号（1）から様式第6号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第4号（1）から様式第6号までの規定中「狭山市長」とあるのは「狭山市市民健康文化センター指定管理者」とする。

(追加〔平成22年規則12号〕)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

附 則

この規則は、平成13年10月3日から施行する。

附 則（平成17年1月25日規則第2号）

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の狭山市市民健康文化センター管理規則の規定は、平成17年4月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月30日規則第31号）

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な箇所を訂正し、又は従前の例により使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第19号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第12号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 狭山市市民健康文化センター条例（平成13年条例第14号）第16条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に狭山市市民健康文化センターの管理を行わせる場合は、改正前の狭山市市民健康文化センター管理規則の規定により、市長がした許可その他の行為（この規則の施行の日以後の利用に係るものに限る。）については、改正後の狭山市市民健康文化センター管理規則の相当規定に基づいて指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

別表第1（第5条関係）

（一部改正〔平成17年規則2号・22年12号〕）

装置の名称	内容
舞台装置	吊物バトン（文字幕1、文字幕2、文字幕3）、引割幕、スクリーン、 Horizont幕、電動式移動観覧席、電動式移動舞台
音響装置	スピーカー（ステージ、プロセニウム）、舞台袖操作卓（カセットデッキ、DVDプレーヤー、CD・MDプレーヤー、ビデオテープレコーダー、デジタルビューア）、調整室操作卓（メディアプロジェクター）、マイクロホン、ワイヤレスマイク
照明調光装置	ライト（ボーダー、アッパーホリゾン、シーリング）、舞台上部白熱灯、調光器盤

別表第2（第6条関係）

（一部改正〔平成17年規則2号・22年12号〕）

附属備品の名称	使用単位	使用料	備考
タオルセット	1式	100円	1回につき
水着	1着	100円	1回につき
館内着	1着	200円	1回につき
ピアノ（調律料を除く。）	1台	1,000円	1利用区分につき
演台、花台及び司会台	1式	500円	1利用区分につき
案内看板	1枚	200円	1利用区分につき
ホワイトボード	1式	200円	1利用区分につき

様式第1号(1) (第2条関係)

個人利用施設の個人利用券

発券番号	（ 切 取 り 線 ）	発券番号
年月日 発券時刻		利用券の種類
利用券の種類		利用区分
利用区分		使用料
使用料		有効時刻
有効時刻		

注1 利用券の種類とは、市内、所沢市・飯能市・入間市及びその他の別をいう。

2 利用区分とは、一般、小学生・中学生、65歳以上の者及び障害者手帳等の交付を受けている一般又は小学生・中学生の別をいう。

様式第1号(2) (第2条関係)

個人利用施設の合同利用券

個人利用施設の合同利用券							
利用年月日	年 月 日						
利用開始時刻	時 分						
団体名							
代表者の住所氏名							
料 金	円		一 般	円×	人	=	円
			小学生・中学生	円×	人	=	円
			65歳以上の方	円×	人	=	円
			障害者手帳等をお持ちの方	円×	人	=	円
			障害者手帳等をお持ちの小学生・中学生	円×	人	=	円
<p>注1 太線内のみ記入してください。</p> <p>2 この利用券は、交付当日限り有効です。</p> <p>3 利用時間は、2時間までとなります。</p>							
						領収日付印	
狭山市市民健康文化センター							

様式第2号（第2条関係）

個人利用施設の精算券

精 算 券					
年	月	日	発 券	時 刻	
発 券 番 号					
利 用 区 分					
超 過 使 用 料					

注1 利用区分とは、一般、小学生・中学生、65歳以上の者及び障害者手帳等の交付を受けている一般又は小学生・中学生の別をいう。

2 超過使用料とは、2時間を超えた場合の1時間まで増すごとの利用区分使用料に超過時間を乗じた額をいう。



様式第3号（第3条関係）

個人利用施設の前払式証票  
（表）

狭山市市民健康文化センター		
前	払	式
証	票	
年	月	日
金		額

（裏）

利	用	上	の	注	意
---	---	---	---	---	---

様式第4号(1) (第4条関係)

狭山市市民健康文化センター団体利用施設利用(変更)許可申請書  
(装置を使用しない場合の多目的ホール利用用)

申請 第 _____ 年 _____ 月 _____ 日							
(あて先) 狭山市長							
申請者 住所 _____ 団体名 _____ 氏名 _____ TEL _____							
次のとおり、団体利用施設(多目的ホールについて、舞台装置、音響装置及び照明調光装置のいずれも使用しない場合)を利用(利用変更)したいので、申請します。							
利 用 日	利 用 時 間						使 用 料
	午前9時～ 午前11時	午前11時 ～午後1時	午後1時 ～午後3時	午後3時 ～午後5時	午後5時 ～午後7時	午後7時 ～午後9時	
年 月 日 ( )							円
年 月 日 ( )							円
年 月 日 ( )							円
年 月 日 ( )							円
年 月 日 ( )							円
年 月 日 ( )							円
利 用 目 的							使用料合計
利 用 予 定 人 数	人						円
設備・物品の持込み 条 件 等	する(品名: _____)・しない						
変更箇所及び理由 ※変更時のみ記入	変更する箇所 _____ 変更する理由 _____ 従前の許可 _____ 年 _____ 月 _____ 日 許可・第 _____ 号						
変更時の使用料	既 納 使 用 料 額	変 更 後 の 使 用 料 額	納 付 す べ き 使 用 料 額				

注1 太線内のみ記入してください。

2 申請者の住所、氏名及び電話番号は、当該施設利用責任者の住所等を記入してください。

様式第4号(2) (第4条関係)

狭山市市民健康文化センター団体利用施設利用(変更)許可申請書  
(会議室及び装置を使用する場合の多目的ホール利用用)

(あて先) 狭山市長		第 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
		申請	
申請者		住所 _____	
		団体名 _____	
		氏名 _____	
		TEL _____	
次のとおり、団体利用施設(多目的ホールにあつては、舞台装置、音響装置及び照明調光装置の全部又は一部を使用する場合)を利用(利用変更)したいので、申請します。			
利 用 日 時		利 用 施 設 名	使 用 料
年 月 日 ( ) 午前・午後・夜間・全日			円
年 月 日 ( ) 午前・午後・夜間・全日			円
年 月 日 ( ) 午前・午後・夜間・全日			円
年 月 日 ( ) 午前・午後・夜間・全日			円
利 用 目 的			使 用 料 合 計
利 用 予 定 人 数		人	円
使用 する 装 置	舞 台 装 置	吊物バトン、引割幕、スクリーン、 Horizont 幕 電動式移動観覧席、電動式移動舞台	
	音 響 装 置	カセットデッキ、DVDプレーヤー、CD・MDプレーヤー ビデオテープレコーダー、デジタルビューア メディアプロジェクター、マイクロホン、ワイヤレスマイク	
	照 明 調 光 装 置	ライト、舞台上部白熱灯	
附 属 備 品 の 使 用		する(ピアノ、演台等、案内看板、ホワイトボード) ・ しない	
設 備 ・ 物 品 の 持 込 み		する(品名: _____) ・ しない	
条 件 等			
変 更 箇 所 及 び 理 由		変更する箇所 _____ 変更する理由 _____	
※ 変 更 時 の み 記 入		従前の許可 _____ 年 _____ 月 _____ 日 許可・第 _____ 号	
変 更 時 の 使 用 料		既 納 使 用 料 額	変 更 後 の 使 用 料 額
			納 付 す べ き 使 用 料 額

- 注1 太線内のみ記入してください。  
 2 申請者の住所、氏名及び電話番号は、当該施設利用責任者の住所等を記入してください。  
 3 利用時間は、多目的ホール及び会議室とも、午前が午前9時から正午まで、午後が午後1時から午後5時まで、夜間が午後6時から午後9時まで、全日が午前9時から午後9時までです。

様式第5号(1) (第4条関係)

狭山市市民健康文化センター団体利用施設利用(変更)許可書  
(装置を使用しない場合の多目的ホール利用用)

許 可 第 _____ 号 年 月 日							
住 所 _____ 申請者 団体名 _____ 氏 名 _____ T E L _____							
次のとおり、団体利用施設(多目的ホールについて、舞台装置、音響装置及び照明調光装置のいずれも使用しない場合)の利用(利用変更)を許可します。							
狭山市長 _____ 印							
利 用 日	利 用 時 間						使 用 料
	午前9時~ 午前11時	午前11時 ~午後1時	午後1時 ~午後3時	午後3時 ~午後5時	午後5時 ~午後7時	午後7時 ~午後9時	
年 月 日 ( )							円
年 月 日 ( )							円
年 月 日 ( )							円
年 月 日 ( )							円
年 月 日 ( )							円
年 月 日 ( )							円
利 用 目 的							使用料合計
利 用 予 定 人 数	人						円
設備・物品の持込み 条 件 等	する(品名: _____)・しない						
変更箇所及び理由	変更する箇所 _____ 変更する理由 _____						
※変更時のみ記入	従前の許可 _____ 年 月 日 許可・第 _____ 号						
変 更 時 の 使 用 料	既 納 使 用 料 額	変 更 後 の 使 用 料 額	納付すべき使用料額				

- 注1 許可書は、利用当日に必ず受付窓口へ提示してください。  
 2 既に納付した使用料は、原則として返還いたしません。  
 3 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。  
 4 利用権を第三者へ譲渡したり、転貸することはできません。

様式第5号(2) (第4条関係)

狭山市市民健康文化センター団体利用施設利用(変更)許可書  
(会議室及び装置を使用する場合の多目的ホール利用用)

		第 _____ 年 _____ 月 _____ 日 申請
		住所 _____ 申請者 団体名 _____ 氏名 _____ TEL _____
次のとおり、団体利用施設(多目的ホールにあつては、舞台装置、音響装置及び照明調光装置の全部又は一部を使用する場合)の利用(利用変更)を許可します。		
狭山市長		印
利 用 日 時		利 用 施 設 名
年 月 日 ( ) 午前・午後・夜間・全日		使 用 料
年 月 日 ( ) 午前・午後・夜間・全日		円
年 月 日 ( ) 午前・午後・夜間・全日		円
年 月 日 ( ) 午前・午後・夜間・全日		円
利 用 目 的		使 用 料 合 計
利 用 予 定 人 数	人	円
使 用 す る 装 置	舞 台 装 置	吊物バトン、引割幕、スクリーン、 Horizont 幕 電動式移動観覧席、電動式移動舞台
	音 響 装 置	カセットデッキ、DVDプレーヤー、CD・MDプレーヤー ビデオテープレコーダー、デジタルビューア メディアプロジェクター、マイクロホン、ワイヤレスマイク
	照 明 調 光 装 置	ライト、舞台上部白熱灯
附 属 備 品 の 使 用	する(ピアノ、演台等、案内看板、ホワイトボード)・しない	
設 備 ・ 物 品 の 持 込 み	する(品名: _____)・しない	
条 件 等		
変 更 箇 所 及 び 理 由	変更する箇所 _____ 変更する理由 _____	
※ 変 更 時 の み 記 入	従前の許可 _____ 年 _____ 月 _____ 日 許可・第 _____ 号	
変 更 時 の 使 用 料	既 納 使 用 料 額	変 更 後 の 使 用 料 額
		納 付 す べ き 使 用 料 額

- 注1 許可書は、利用当日に必ず受付窓口へ提示してください。  
 2 既に納付した使用料は、原則として返還いたしません。  
 3 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。  
 4 利用権を第三者へ譲渡したり、転貸することはできません。

様式第6号（第7条関係）

狭山市市民健康文化センター施設使用料減額・免除申請書

年 月 日

（あて先）狭山市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
T E L \_\_\_\_\_

次のとおり使用料の減額・免除を受けたいので、申請します。

利 用 の 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
利用施設等の名称	
使用料の減額又は免除を要する理由	

様式第1号(1)(第2条関係)

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

様式第1号(2)(第2条関係)

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

様式第2号(第2条関係)

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

様式第3号(第3条関係)

(一部改正〔平成22年規則12号〕)

様式第4号(1)(第4条関係)

(全部改正〔平成17年規則2号〕、一部改正〔平成17年規則31号・22年12号〕)

様式第4号(2)(第4条関係)

(全部改正〔平成17年規則2号〕、一部改正〔平成17年規則31号・22年12号〕)

様式第5号(1)(第4条関係)

(全部改正〔平成17年規則2号〕、一部改正〔平成22年規則12号〕)

様式第5号(2)(第4条関係)

(全部改正〔平成17年規則2号〕、一部改正〔平成22年規則12号〕)

様式第6号(第7条関係)

(一部改正〔平成17年規則31号・22年12号〕)